主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件抗告理由は別紙記載のとおりである。 よつて按ずるに、

抗告人は、前記建物は防空法第五条の六の規定に基き除却のため東京都に収用されたものでおると主張するけれども、これを首肯するに足る資料はなく、その他前示認定を覆し抗告人の主張事実を認むべき証拠はない。

二、家屋賃借申出の効果。

抗告人が賃借申出をした前記(一)の家屋は、前述の如く、先きに防空法第五条の十の規定によつて東京都に譲渡されたが、その除却をみない間に終戦となり結局相手方に再譲渡となつたものである。

〈要旨〉しかしながら同法案は、罹災建物又は疎開建物の旧借家人のために無制限に新築建物の優先賃借権を賦与せ〈/要旨〉んとするものではなく、その優先賃借権が与えられるのは、罹災又は疎開跡地に「最初に」築造された建物についてのみ、しかもその「完成前に」賃借申出をした場合に限るのであつて、優先賃借権にからる制約を設けた所以は、若し敍上の如き制約なくして無制限に優先賃借権を認めるとすれば、旧借家人の保護が厚きに過ぎて、現に建物を利用する者の利益が不当に脅かされる結果となることを避けんとした決意に外ならないと解すべきである。

これを本件についてみるに、後段において説述するが如く、前記建物は、抗告人の賃借申出前である昭和二十年九月一日以降鳥羽電機株式会社(当時は日本工熱電気株式会社と称す)において、当時の所有者なる東京都から賃借し、その後右建物が相手方に譲渡され、戦時補償特別措置法施行規則第七十六条第二項の規定にて、同会社が依然として右家屋を使用し得ることなった結果、相手方にの規定に登り、である。従って前会社の長齢とは、は、世界のである。従っては、は、自己の賃借申出前から適法に該家屋を賃借使用しているものであるから、からは、各において抗告人の優先賃借権を認めることは、甚だしく旧借家人なる抗告人の保護が厚きに失し、前記建物を適法に利用するものとは、甚だしくの表するには、有いたの人なる抗告人の係力との表するのである。後上の見解に反する抗告人の所論は採用はないものと解するのが相当である。後上の見解に反する抗告人の所論は採用し得ない。

従って抗告人が右家屋の賃借権を有することの確認並びに右家屋の借家条件決定の裁判を求める申立は理由がない。

三、 土地賃借申出の効果。

- (一) 乙第一号証、同第三号証の一ないし三、同第四号証、原審証人A、Bの各証言、並びに原審における相手方代理人の昭和二十四年二月二十六日附答弁書の記載を綜合すると、次の事実が認められる。
 - (1) 抗告人は右建物疎開前、前記(一)の家屋の主たる建物とし、(二)な

- いし(四)の家屋を附属建物として、東京肛門病院を経営していたものであつて、前記宅地二百五十五坪三合五勺の内、東北部五十坪を除く残余の部分は同病院の構内となつており、その内右(一)ないし(四)の家屋の敷地を除く部分は通路及び庭園等となつていた。
- (2) 鳥羽電機株式会社(もと日本工熱電機株式会社と称す)は東京肛門病院と道路を距てた向側のd村町e番地に営業所及び主工場を、又同病院の隣地に分工場を有し、軍需品の製造販売を営んでいたところ、昭和二十年四月十六日空襲によつて、右営業所及び主工場が焼失したため、営業所を右分工場に、又主工場を、当時内部のみ取毀してあつた前記(一)の建物に金五万五千三百余円の費用を投じて改修した上、これに移し、東京肛門病院の構内跡全部を工場用地として使用して生産を続けていたが、終戦後も引続きこれら土地建物を使用して、進駐軍関係の住宅用品及び輸出向電熱器等の生産を営んでいるものである。
- (3) 右鳥羽電機株式会社は昭和二十年九月一日東京都から前記(一)の家屋を、賃料一ケ月金三百五十三円、三ケ月分宛前払の約定で、期間を定めず賃借の日以降は適法に右家屋を使用してきたものであつて、同時に、東京肛門病院の市場であるも、右(一)の家屋に附属するものとして、使用することを明ままで、一年東京都内として使用し、その後昭和十年五年である。(四)の建物の敷地であつた部分に、木造同工場を明記(二)ないし(四)の建物の敷地であつた部分に、木造同工場を開発を開し、右敷地であった土地の残余の部分は、同工場用酸素熔接がス発生塩度にあらわれた各資料に照してきると、他に反証のない以上、前記東京肛門が高いたの大きでの間、東京都においてこれを空地としてあるものである。(四)の家屋を譲渡の大きにあらわれた各資料に照して考えると、他に反証のない以上、前記東京正には最近の大きには、東京都においてこれを相手方から賃借していたものと推定するのが、相当である)
- (4) 相手方は昭和二十二年三月三十一日戦時補償特別措置法第六十条第一項の規定に基いて東京都から前記(一)の家屋を譲渡された結果、右会社は同法施行規則第七十六条第二項の規定によつて、引続き右家屋を使用することができることとなったので、同会社は相手方から右家屋を引続き賃借するに至り、同時に東京肛門病院の旧構内の土地についても、これを右建物に附属する工場用地として、依然右会社において使用することを、相手方も承諾し、双方の合意によつて従前の家賃を増額するに至ったものである。
- (二) 抗告人の援用する乙第三号証の一ないし三の記載内容は、これを原審証人Aの証言に照せば、未だ以て、敍上の認定を妨ぐべき資料とは認め難く、又甲第三号証を以てするも直ちに右認定を覆すに足りない。その他前示各認定に反する抗告人の主張事実は、これを認めるに足る資料に乏しい。 (三) 抗告人は「東京都長官は本件建物を防空上の必要により除却の目的で収
- (三) 抗告人は「東京都長官は本件建物を防空上の必要により除却の目的で収用したものであるから、その目的に反して自ら使用し或は他人に使用させる権限を有しないものであつて、東京都長官が前記会社に対し本件土地建物の使用を許可したことは、その許可が法律上の効力要件を欠く結果、当然無効である」と主張するので、その当否について次に考える。

前述の如く、本件建物が東京都に譲渡されたのは、防空上の必要により防空法第五条の十の規定に基いてなされたものであるから、その当時においては東京都長官はその目的に反して自ら使用し或は他人に使用させる権限を有しないものと解さであろう。しかしながら東京都長官が本件建物を前記会社に賃貸したのは、消さの昭和二十年九月一日であつて、当時は既に防空上の必要ということは解消をの昭和二十年九月一日であって、当時は既に防空上の必要ということは解消をでいるものであるから、東京都長官としては、東京都の所有に帰している右でのおって、戦時補償特別措置法の規定に基き旧権利者に関しているものであるまであるに使用させることに関して、特別の制約を受けに対し、これを自ら使用し或は他人に使用させることとは東京都長官が前記とについて、ないと解するのが相当であるとの情報する土地の使用を許可したことにであるとのが、大きに関係であるとは、大きに関係があるとの抗告人の主張についても、これを認めるに足る根拠はとれない。

(四) 以上認定事実に基いて、抗告人の本件土地賃借申出の効果について考えてみるに、抗告人が前記(二)ないし(四)の建物の敷地として賃借申出をしている土地の坪数は、a町b番地のc宅地二百五十五坪三合五勺の内、東北部五十坪及

び(一)の家屋の現存する部分約六十坪を除く、約百四十五坪となるものであるが、

- (1) その内、鳥羽電機株式会社が現に建設所有している前示倉庫二棟の敷地である部分については、前述の如く、同会社において抗告人の賃借申出当時既に権原により現に建物所有目的でこれを使用していたものであるから、該土地に関する限り抗告人の賃借申出は、罹災都市借地借家臨時処理法第九条によつて、疎開跡地の賃借申出に準用される同法第二条第一項但書前段の規定に従つて、その効果を生ずるに由ないものといわなければならない。

四、 しからば抗告人の本件申立はいずれも失当であるから、これを棄却した原 決定は相当であつて、本件抗告は理由がない。 よつて主文のとおり決定する。

(裁判長判事 渡辺葆 判事浜田潔夫 判事 牛山要)